

第8期第6回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年12月25日(水) 午後3時30分から午後4時33分

2. 開催場所 穂別町民センター 第1・2会議室

3. 出席委員 ○(21名)

4. 欠席委員 △(6名)

1番	稲田 春一	○	10番	石崎 憲一	○	19番	清瀬 利一	○
2番	清水 修一	○	11番	小岸 元気	○	20番	森山 幸治	△
3番	小林 朋導	○	12番	辻 勉	○	21番	中澤 浩	○
4番	土屋 祐規	○	13番	中田 賢大	○	22番	藤岡 健人	○
5番	渋谷 裕二	○	14番	鈴木 秀子	○	23番	貞廣 賢治	○
6番	柴田 健志	○	15番	田代 英孝	○	24番	伊藤 正人	△
7番	内海 久俊	○	16番	林 利輝	△	25番	藤江 政利	○
8番	藤井 智子	△	17番	清野 薫	○	26番	平島 道弘	△
9番	松並 恵一	○	18番	毛利 武	△	27番	佐々木保成	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地中間管理機構による農用地の買入協議結果に関する件

第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第10 議案第3号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

第12 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第13 議案第6号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主事補 高尾 悠貴

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、佐々木会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	それでは、総会に入ります。本日の出席委員は22名です。欠席は、8番・藤井委員、16番・林委員、18番・毛利委員、20番・森山委員、24番・伊藤委員、26番・平島委員の6名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第8期第6回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、13番・中田委員、14番・鈴木委員の両名を指名したいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	それでは、両名に決定をいたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。
◎	(異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 次に、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 次に、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 事 補	報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第1号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
支 局 長	報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 12月につきましては、議案に記載のとおり、10日に川西地区委員会、川

支 局 長	東地区委員会、13日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定44件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出1件について、審議した結果、申出内容、譲受候補者等適当と判定したところです。 川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定32件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出2件について審議した結果、1件について申出内容、譲受候補者等適当と判定し、もう1件については農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。 穂別地区委員会では、利用集積計画の利用権設定32件について審議した結果、適当と判断しております。また、あっせんの申出3件について審議した結果、いずれも申出内容、譲受候補者等適当と判定したところです。 以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。
議 長	事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第2号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第5 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。 先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。 議案書13ページをお開き願います。 以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。
議 長	ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
7 番	1番、2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
12 番	3番から9番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
議 長	ありがとうございました。これから、説明に対する質疑を行います。 報告第3号について、質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。 次に、日程第6 報告第4号「農地中間管理機構による農用地の買入協議結

以上です。

ただいま、事務局から説明のあったとおり、[REDACTED]
[REDACTED]と思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、XXXXXXXXXX よろしくお願いいたします。

それでは、[REDACTED]してまいります。

本案件ですが、[]が設定人、[]が譲受人となっており議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局の説明を求めます。

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書 21 ページをお開き願います。

1 番、2 番、4 番、5 番、6 番、7 番につきましては、経営移譲により息子さん、または子の配偶者に所有農地を使用貸借するものです。

3 番につきましては、経営主である息子の[]が耕作することになったため、使用貸借するものです。

8番、10番につきましては、譲受人の要望により売買するものです。

9番につきましては、被設定人の要望により賃貸借するものです。

11番につきましては、使用貸借権を設定し耕作しておりますが、期間満了を迎えるため同様の内容により更新をするものです。

以上、11件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

26ページから48ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9	番	1 番から 5 番について現地を確認してきましたので、報告します。 1 番は、[] が、息子の [] に経営移譲することに伴い、祖母の [] から孫の [] に使用貸借する案件ですが、取得後は、キャベツ・ニラ等を作付けする計画となっています。 2 番は、[] が、息子の [] に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、キャベツ・大豆等を作付けする計画となっています。 3 番は、[] が、息子の [] に使用貸借する案件ですが、取得後は、トマトを作付けする計画となっています。 4 番は、[] が、娘の [] に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、トマト・ほうれん草を作付けする計画となっています。 5 番は、[] が娘の夫である [] に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、大豆・カリフラワーを作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
2 3	番	6 番、7 番について現地を確認してきましたので、報告します。 6 番は、[] が、息子の [] に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、牧草を作付けする計画となっています。 7 番は、[] が、息子の [] に経営移譲するため、使用貸借する案件ですが、取得後は、牧草を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
1 9	番	8 番、9 番について現地を確認してきましたので、報告します。 8 番は、[] が [] に売買する案件ですが、取得後は牧草等を作付けする計画となっています。 9 番は、[] が、[] に賃貸借する案件ですが、取得後は、牧草を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
3	番	1 0 番について現地を確認してきましたので、報告します。 [] が、[] に売買する案件ですが、取得後は、南瓜を作付けする計画となっています。 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。 以上です。
2 2	番	1 1 番について現地を確認してきましたので、報告します。 経営主である [] が、[] からの使用貸借地としている農地の契約

2 2 番 期間満了に伴う更新の案件です。現在、水稻の作付けを行っております。
 これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 説明に対する質疑はありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第1号は原案どおり決定いたします。
 続いて、日程第9 議案第2号「旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、鶴川地区につきましては、
 が設定人及び被設定人となっており、議事参与ができません。
 穂別地区につきましては、
 が被設定人となっており議事参与ができません。
 質問などを行わないことを条件に、退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。ご異議ありませんか。

◎ (異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。
 事務局の説明を求めます。

主 査 議案第2号、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
 議案書49ページから、所有権移転27件です。
 先ほど報告第3号、第4号でご報告いたしました、あっせん、買入協議に伴う所有権移転となっております。所有権の移転時期はいずれも令和6年12月27日となっております。
 続きまして82ページから、利用権設定106件です。
 事前に議案を配布しておりますので、新規案件の内容のみ申し上げます。
 84ページ12番から14番につきましては、被設定人の経営移譲に伴い、新たに利用権を設定するものです。
 15番につきましては、設定人の経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。
 86ページ、26番につきましては、設定人の経営規模縮小により、新たに利用権を設定するものです。

議	長	説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認めます。議案第２号については、議事参与の委員が多いため、地区ごとに採決いたします。 鵜川地区分について決定することに ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
		穂別地区分について決定することにご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第２号は、原案どおり決定いたします。 ここで議長を交代します。
		－議長交代－
議	長	続いて、日程第１０ 議案第３号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主 事 補		議案第３号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。 議案書１３６ページをお開き願います。 申込者は、この後、議案第４号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる XXXXXXXXXX です。 あっせん事業申込者の登録については、これまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。 なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。 以上で、議案第３号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第３号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第３号は原案どおり決定いたします。

議	長	続いて、日程第 1 1 議案第 4 号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主 事 補		議案第 4 号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 1 3 8 ページをお開き願います。 以上、5 件の実施について、1 3 9 ページから 1 4 3 ページに図面を添付してございますので、ご確認願います。 以上で議案第 4 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	続いて、日程第 1 2 議案第 5 号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
主 査		議案第 5 号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 1 4 5 ページをお開き願います。 本件につきましては、報告第 2 号の地区委員会の報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。 なお、1 4 6 ページ、1 4 7 ページに町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。 以上で議案第 5 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
	◎	(異議なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第 5 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
	◎	(異議なし)

議 長	ご異議がないようですので、議案第 5 号は原案どおり決定いたします。 続いて、日程第 13 議案第 6 号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
支 局 長	議案第 6 号、現況証明願いの発給に関する件について、ご説明を申し上げます。 議案書 149 ページをお開き願います。 公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。 1 番の申請地は、公簿地目が農地となっており、願出を受けたものです。 現地確認結果として、議案に記載のとおり、原野化しており、農地として利用されておらず、農地法上の農地に相当しないため、農地採草放牧地以外と確認をしております。 150 ページに図面を添付しておりますのでご確認願います。 以上で議案第 6 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
議 長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
23 番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、相当期間、農地として利用されておらず、非農地化状態となっており、農地法上の農地に相当しないため、農地・採草放牧地以外と判断しております。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。 説明に対する質疑はありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 6 号は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
◎	(異議なし)
議 長	ご異議がないようですので、議案第 6 号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。